

金沢市こどもアート工房みたに条例施行規則の制定（案）の概要

1 制定の趣旨

本市では、「自由な発想による表現活動を通した子どもの情操を培うための教育（以下「子どもの情操教育」といいます。）の推進を通じて、感性及び創造性の豊かな子どもの成長に資するため、金沢市こどもアート工房みたに（以下「こどもアート工房」といいます。）を設置することとし、「金沢市こどもアート工房みたに条例」（以下「条例」といいます。）を令和7年12月19日に公布し、規則で定める日から施行することとしています。

条例の制定に伴い、金沢市こどもアート工房みたに条例施行規則を制定し、こどもアート工房の使用の申請、入館の制限等必要な事項を定めます。

2 制定の内容

（1）こどもアート工房の使用の申請（条例第7条関係）

申請書の様式、受付期間等について定めます。受付期間は、使用日の1年前の日の属する月の初日から使用日の属する月の前月10日までとします。

（2）入館の制限

館長は、風紀を乱す者などに対して、入館を拒否し、又は退館を命ずることであります。

（3）入館者の遵守事項

こどもアート工房への入館に当たっては、所定の場所以外の場所で火気を使用しないことなど、入館者の遵守事項について定めます。

3 施行期日

条例の施行の日（令和8年5月上旬を予定）から施行します。

《参考》金沢市こどもアート工房みたにの概要

（1）施設の位置

金沢市宮野町ホ79番地

（2）主な事業

- ・子どもの情操教育を推進するための事業の企画及び実施に関すること。
- ・子どもの情操教育に係る人材の育成を図るための研修会、講座等の開催に関するこ
- と。
- ・子どもの情操教育に係る情報の提供に関するこ
- と。
- ・こどもアート工房の施設及び設備の提供に関するこ
- と。

（3）施設の使用

- ① 開館時間 午前10時から午後4時まで
- ② 休館日 月曜日及び12月29日から1月3日まで